厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
「在宅医療・在宅看取りの状況を把握するための調査研究」

平成 29 年度分担研究報告書

「人口動態統計」における調査・集計体制への一考察

研究分担者：別府　志海（国立社会保障・人口問題研究室　第二室　室長）

【目的】日本の死亡状況について死亡届をもとに調査している厚生労働省「人口動態調査」について、その作成プロセス、調査体系等について検討するとともに、その中でも特に死亡届および死亡票に関する所管や根拠法令を示し、調査票の作成等にかかる問題点を探る。
【方法】主に厚生労働省「人口動態調査」にかかる法令や事務処理要綱等についてサーヴェイを行うとともに、必要に応じて担当部局へ照会を行った。
【結果及び考察】調査票および死亡診断書の様式は厚生労働省が定めているものの、死亡届および死亡診断書と死亡届が一体となった標準様式は法務省が定めている。したがって、死亡診断書と死体検案書の区分を追加するなど調査票のみの変更は困難ではない。また、調査票のテキスト化・オンライン化は進んでいるものの、調査の元となる死亡届・死亡診断書等は紙媒体で役所へ提出となっている。統計の正確性を担保すると同時に市区町村等の負担軽減する目的から、特に死亡診断書等については死亡届の提出とは別にオンラインでも提出できるように体制を改めることが望まれる。

【A．研究目的】

日本の死亡についての統計は、厚生労働省『人口動態統計』がある。この統計は統計法および人口動態調査令に基づいた「人口動態調査」から作成されている。人口動態調査は、市区町村の窓口に提出される死亡届、および死亡診断書もしくは死体検案書（以下、死亡診断書等）をもとに、市区町村によって記入された調査票に基づく。

死亡届には死亡者の男女、年齢、住所地などといった基本的属性が記載される。また届出用紙の右半分は死亡診断書（死体検案書）になっており、死亡の場所や死因、死亡診断を行った医師の氏名などが記載される。人口動態調査の死亡票は死亡届および死亡診断書等に記載されている情報を転記する形で作成される。

本研究は人口動態調査における作成プロセス、調査体系等について検討するとともに、その中でも特に死亡届および死亡票に関する所管や根拠法令を示し、調査票の作成等にかかる問題点を探るものである。

【B．方法】

主に厚生労働省「人口動態調査」にかかる法令や事務処理要綱等ついてサーヴェイを行うとともに、必要に応じて担当部局へ照会を行った。

【C. 結果】

はじめに人口動態調査の調査体系について概略を記す。

人口動態統計は人口動態調査令ならびに統計法に基づき作成される。統計法第 2 条第 4 項第 3 号が定める基幹統計に指定されている。調査で用いる出生・死亡・婚姻・離婚の各届出は戸籍法により、死産届は昭和 21 年厚生省令第 42 号（死産の届出に関する規程）により提出が義務づけられている。

提出された各届出をもとに市区町村において人口動態調査票が作成され、市区町村から当該地域を所管する保健所へ送付される。届の原本は本籍地を所管する法務局へ送付される。

保健所では、市区町村から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県に送付する。なお、保健所を設置する市では、当該市を経由する。

都道府県では、保健所から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働省に送付する。

調査票は原則としてオンラインで送付・登録することとされ、これが不可能な場合に調査票等の書面又はその情報を記録した電磁的記録媒体により送付することが出来る（人口動態調査令施行細則第 10 条）。こうして提出された調査票は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において一括して集計されている。したがって、集計表の改廃等は統計委員会に諮った上で、厚生労働省のみで行うことが可能である。

なお、保健所における行政運営資料として活用することを主な目的として人口動態調査死亡小票があるが、これは死亡票を転記・複写したものである（厚労省『人口動態調査必携』）。

次に、同調査の根拠法令等について、死亡に関連するものを中心に示す。

人口動態調査は、調査票の記入にあたって戸籍法および死産の届出に関する規程に定められている。このうち戸籍法は死亡届についてその 86 条 2 項の規定により死亡診断書又は死体検案書を添付し、死亡の年月日時分及び場所のほか、法務省令で定める事項の記載を規定している。この事項について戸籍法施行規則は第 58 条において、一 死亡者の男女の別，二　死亡者が外国人であるときは、その国籍，三　死亡当時における配偶者の有無及び配偶者がないときは、未婚又は直前の婚姻について死別若しくは離別の別，四　死亡当時の生存配偶者の年齢，五　出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻，六　死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した死亡については、死亡者の職業及び産業，七　死亡当時における世帯主の氏名，と定めている。また同規則では死亡届の様式について附録第十四号様式によらなければならない、と定めているが、死亡診断書等については定めていない。

死亡診断書（死体検案書）への記載事項は医師法施行規則第 20 条で規定され、その様式は同規則第 4 号書式で定められているほか、歯科医師法施行規則 19 条の 2 において死亡診断書への記載事項が、同規則第 4 号書式においてその様式が定められている。同規則では死体検案書は定められておらず、医師のみが死体検案書を作成できる。

この「死亡診断書」と「死体検案書」は同一の様式であり、書面冒頭にある標題も「死

亡診断書（死体検案書）」となっている。交付する際は、記入する医師が該当しないものについて二重線で消す（厚労省『死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル』）。

実際の届出に際して使用される用紙は、死亡届と死亡診断書等が一体となったものである。これら死亡届と死亡診断書等を合わせた標準様式については、法務省民事局長通達により示されている。

このように、死亡診断書そのものは厚生労働省が規定しているが、死亡届の様式および死亡診断書等を含めた標準様式は法務省が規定している。したがって、届の様式を変更する場合には法務省との協議が必要となるほか、届の提出先となる市区町村や死亡診断書へ記載する医師・歯科医師へ周知を行うことも必要となる。届出様式の変更をともなうような調査事項・内容の変更は慎重に進めることが求められる。

他方で、調査票の変更のみであれば法務省との協議は不要となり、難易度は低下する。実際、調査票の様式は届出様式の変更に比べて遙かに頻繁に行われている。

【D．考察】

この「死亡票」では届に記載されている「死亡診断書」「死体検案書」の別について調査されていない。したがって現状では死亡診断書と検案書の区別に関する情報は手書きの原本のみからしか得られず、死亡票の情報からは両者の区別は不可能である。

しかしながら看取りをはじめとした死亡へ至るプロセスを探る際、主に異状死を扱う死体検案書と通常の死亡を扱う死亡診断書との区分は重要である。高齢化の進展と世帯規模の縮小から近年、孤独死が急速に増えている。死体検案の状況を正確に把握するためには、この両者を識別する必要がある。

この識別には死亡票の改訂が必要となるが、この改訂は死亡調査票の変更のみであり、死亡届や死亡診断書等の改訂を伴わないため、比較的容易に行えよう。

また、「死亡診断書」「死体検案書」を含めた死亡届は手書きで作成され、紙で各役所へ提出されることとなっている。現状ではこの届出情報を市区町村において調査票へ転記しているが、届の作成から調査票の記載までに人が目で見て記載・判読・転記するため、届出用紙への記入時、および調査票へ転記時の誤記・誤読により情報が歪められている可能性がある。この可能性は調査票をオンライン化したとしても、届出（とりわけ死亡診断書等）が紙で提出される限り残ることとなる。

また、届出情報のうちでも特に死因項目とそれに関わる期間については届出用紙に文字で入力される。難解な医学用語が記載されることになるが、それを調査票へ転記する担当者は必ずしも医学用語に精通しているわけではないことから、現状では死亡診断書等へ記載時の医師による誤記だけでなく、調査票へ転記時の誤読および調査票への誤入力・誤変換も生じる可能性がある。

こうした一連の作業プロセスは必ずしも効率が良いとは言いがたい。統計の正確性の観点から、死亡診断書等を作成する段階からシステム化し、こうした誤記・誤読・誤変換等の人為的ミスを回避する制度的対応が望ましい。そのためには死亡診断書等のオンライン提出を可能にすることが考えられる。こうすることにより調査票への転記

も容易となり、調査票作成にかかる市区町村の負担を軽減できる。

死亡届等の提出様式を変更する場合、法務省管轄である戸籍法等の変更が必要となり、変更は容易ではない。そこで死亡診断書等については別途電子データを市区町村（もしくは保健所）へ送付するよう厚労省管轄の医師法施行規則等を改訂するなどが考えられる。なお、死亡診断書等のオンライン提出は人口動態調査への利用のためとする。したがって死亡届およびその提出システムは変更しない。

死亡診断書等をオンラインで提出できるようになれば、保健所や都道府県などにおいて審査業務等にかかる負担を軽減することにもなる。

【E．結論】

現状では死亡届とともに提出される「死亡診断書」と「死体検案書」の違いの情報が死亡票の調査項目に含まれていないが、例えば孤独死の増加などを考える際に有用な情報である。調査票の変更だけで対応可能であり、対応が望まれる。

また、調査体制の改善として、オンライン化が挙げられる。近年、調査票のテキスト化・オンライン化は進んでいるが、死亡届・死亡診断書等自体は従来と同様に紙媒体での提出となっている。統計の正確性を担保するとともに市区町村等の負担軽減から、特に死亡診断書等について、死亡届の提出とは別にオンラインでも提出できるように体制を改めることが望まれる。

【F．健康危険情報】

特になし

【G．研究発表】

未発表

【H．知的財産権の取得・登録状況】

該当なし

人口動態統計の調査体系

（1）市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。
保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。
この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。
都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

（2）報告の系統

市区町村 ―― 保健所 ―― 都道府県 ―― 厚生労働省
└ 保健所を設置する市・特別区 ┘

（3）集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行う。

図１　人口動態調査事務の流れ

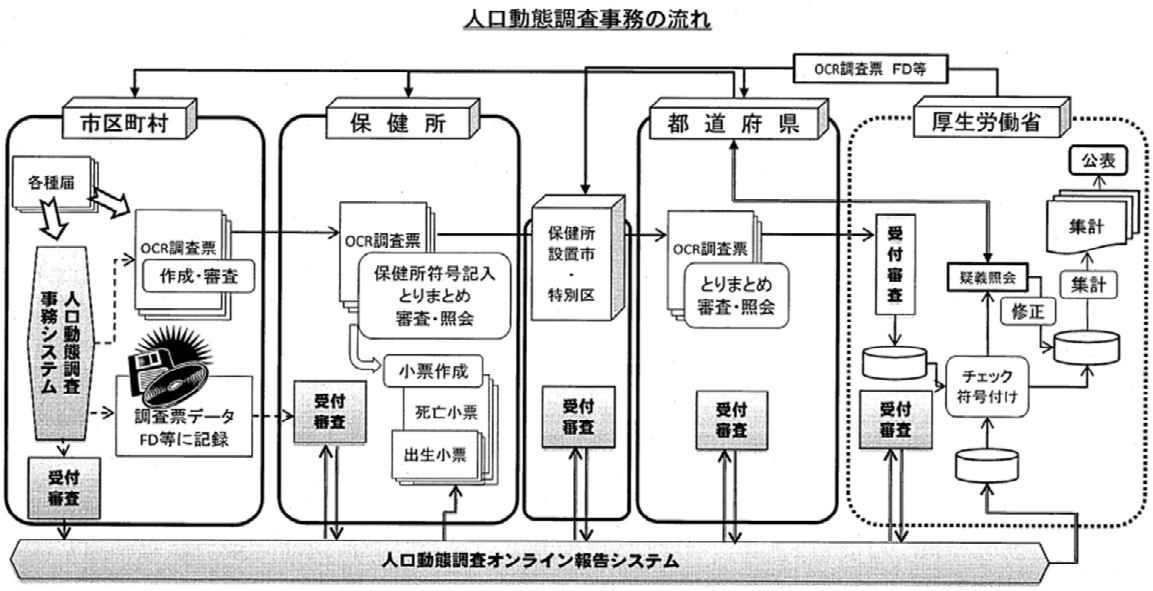

出典：厚生労働省『人口動態調査必携 平成 24 年版』。

図２　死亡診断書と死体検案書の使い分け

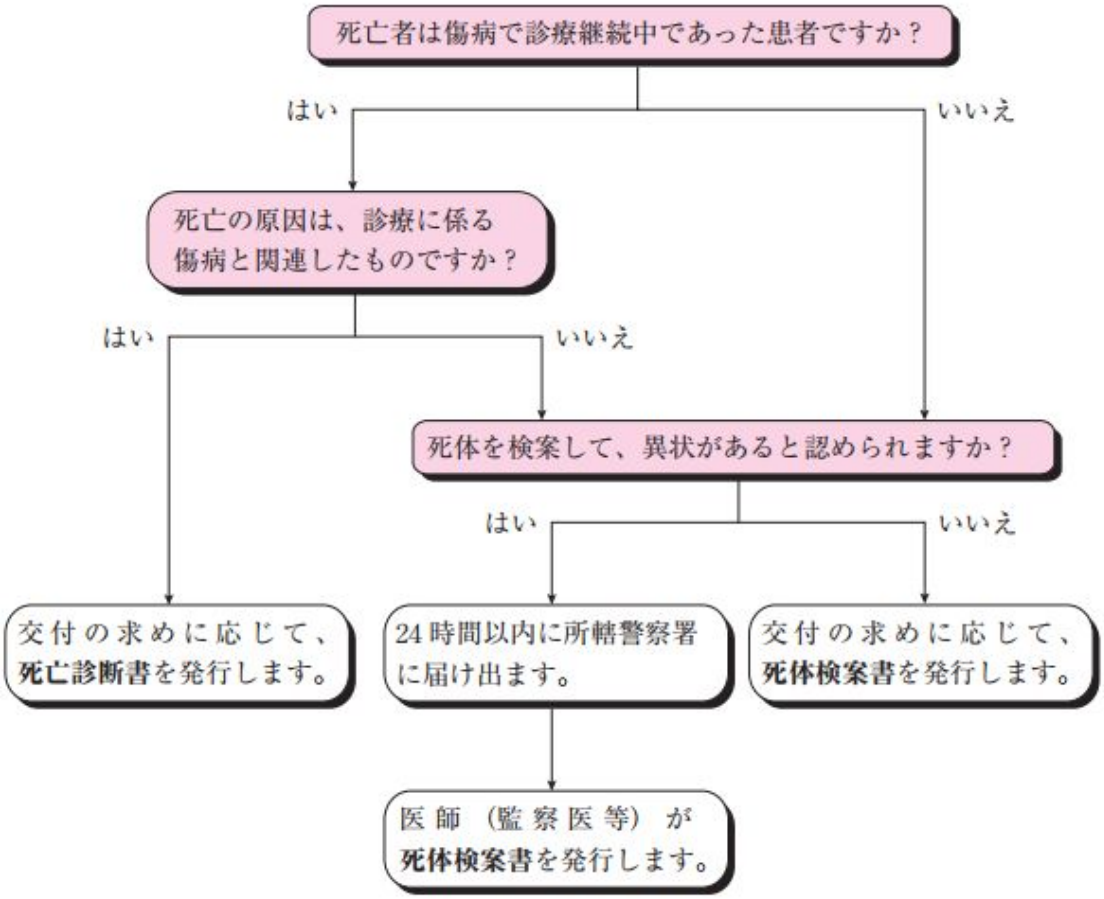

出所：厚生労働省『平成 27 年度版 死亡診断書記入マニュアル』

図３　市区町村で行う事務

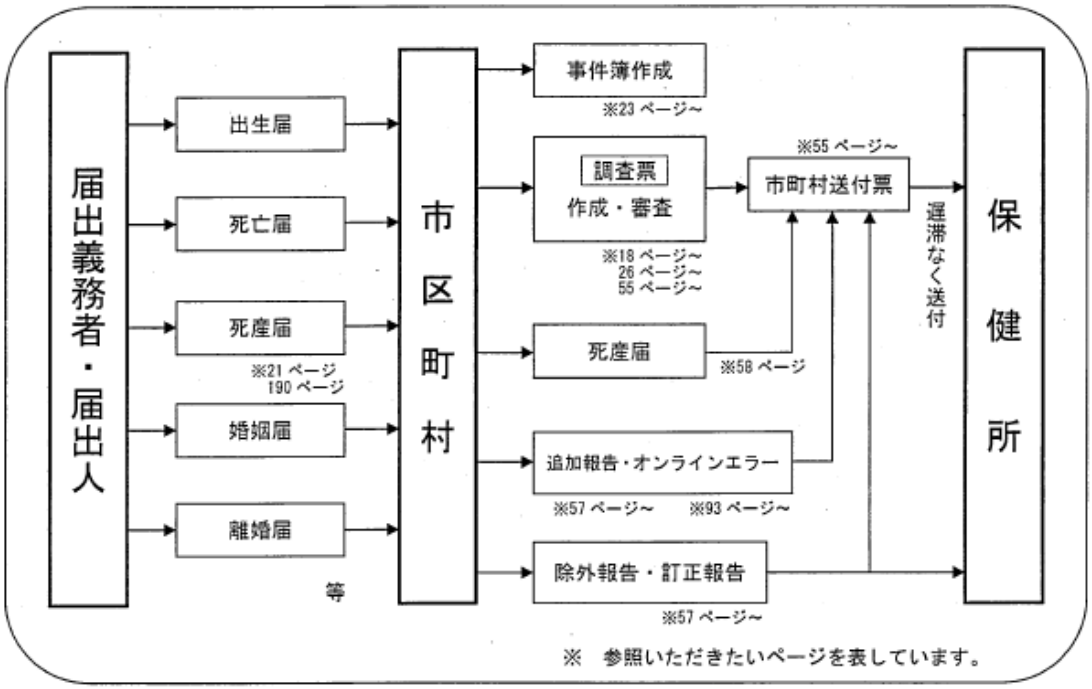

出典：厚生労働省『人口動態調査必携 平成 24 年版』。

図４　保健所で行う事務

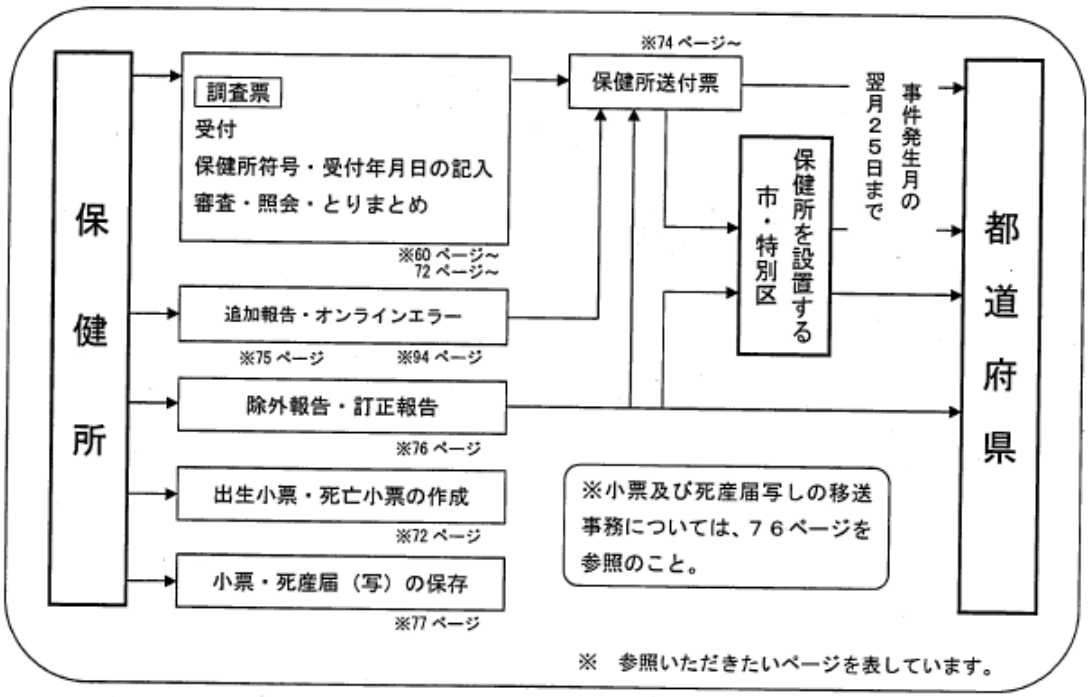

出典：厚生労働省『人口動態調査必携 平成 24 年版』。

図５　都道府県で行う事務

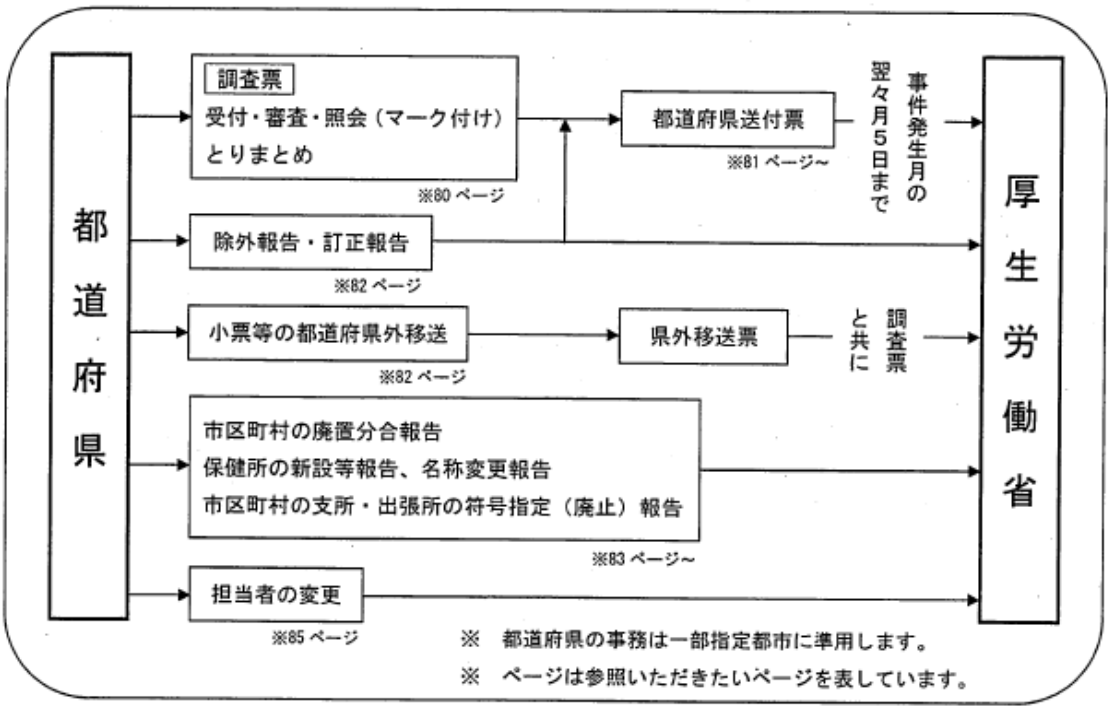

出典：厚生労働省『人口動態調査必携 平成 24 年版』。

表１　調査票様式の変遷（平成 9 年以降分）

調査名	年次	調査票様式名				
人口動態調査	平成30年～	出生票 [812KB]	死亡票 [802KB]	死産票 [698KB]	婚姻票 [459KB]	離婚票 [432KB]
	平成26年～29年	出生票 [865KB]	死亡票 [828KB]	死産票 [715KB]	婚姻票 [347KB]	離婚票 [312KB]
	平成22～27年	出生票 [815KB]	死亡票 [1,008KB]	死産票 [818KB]	婚姻票 [726KB]	離婚票 [743KB]
	平成21～25年	出生票 [135KB]	死亡票 [240KB]	死産票 [242KB]	婚姻票 [125KB]	
	平成16～25年	離婚票 [108KB]				
	平成16～20年	出生票 [416KB]	死亡票 [478KB]			
	平成11～20年	死産票 [120KB]	婚姻票 [58KB]			
	平成11～15年	出生票 [85KB]	死亡票 [124KB]	離婚票 [54KB]		
	平成10年	出生票 [72KB]	死亡票 [266KB]	死産票 [250KB]	婚姻票 [85KB]	離婚票 [61KB]
	平成9年	出生票 [72KB]	死亡票 [277KB]	死産票 [287KB]	婚姻票 [85KB]	離婚票 [61KB]

- 従来も、調査票は頻繁に変更されている。
- これらの変更は、届出の様式変更とは無関係。

厚労省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/）より。（2018/4/17 アクセス）

【参考１】死亡届（様式）：2016 年１月～

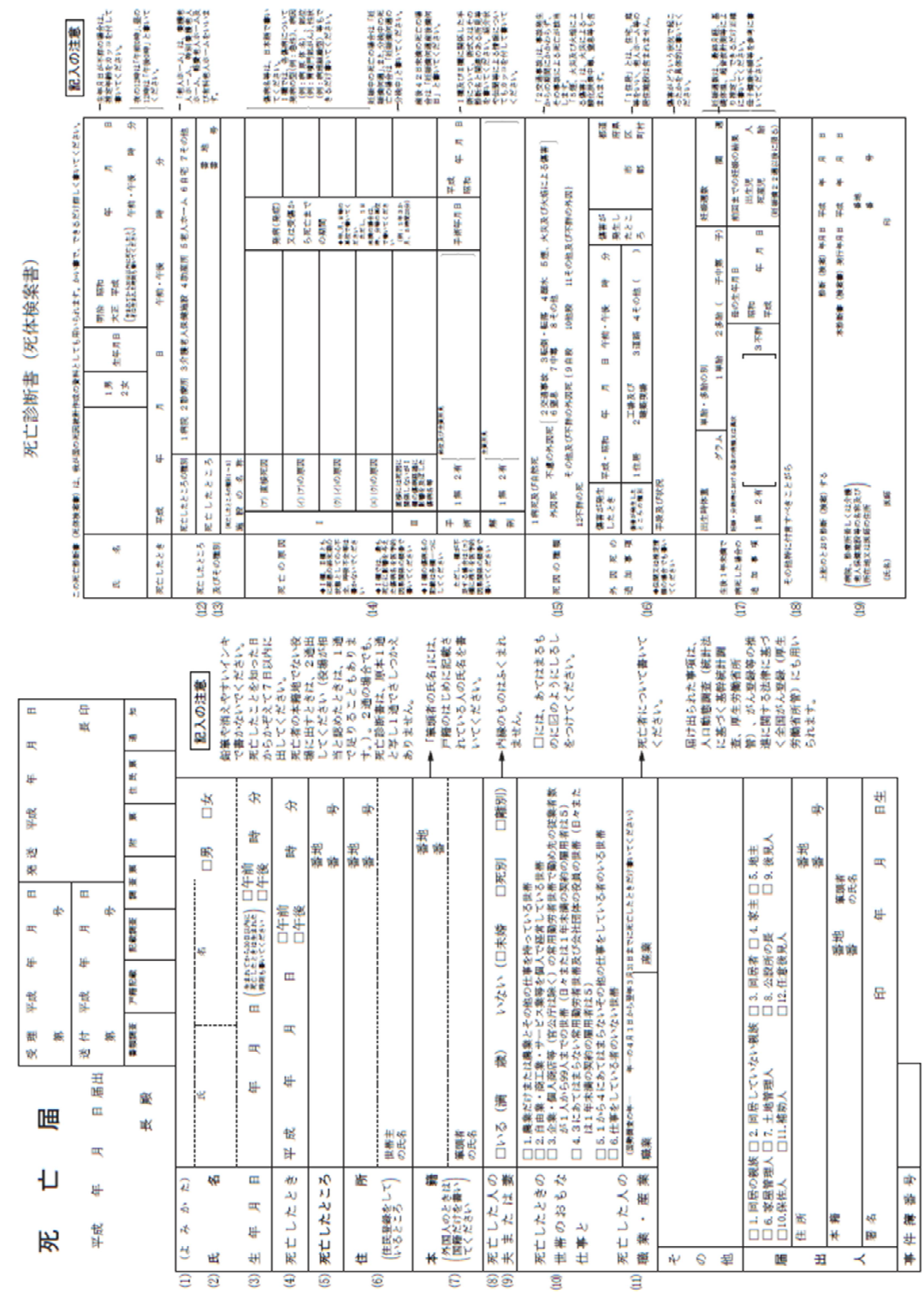
死亡診断書（死体検案書）

死亡届

別紙

【参考２】人口動態調査　死亡票（様式）：2018 年 1 月～

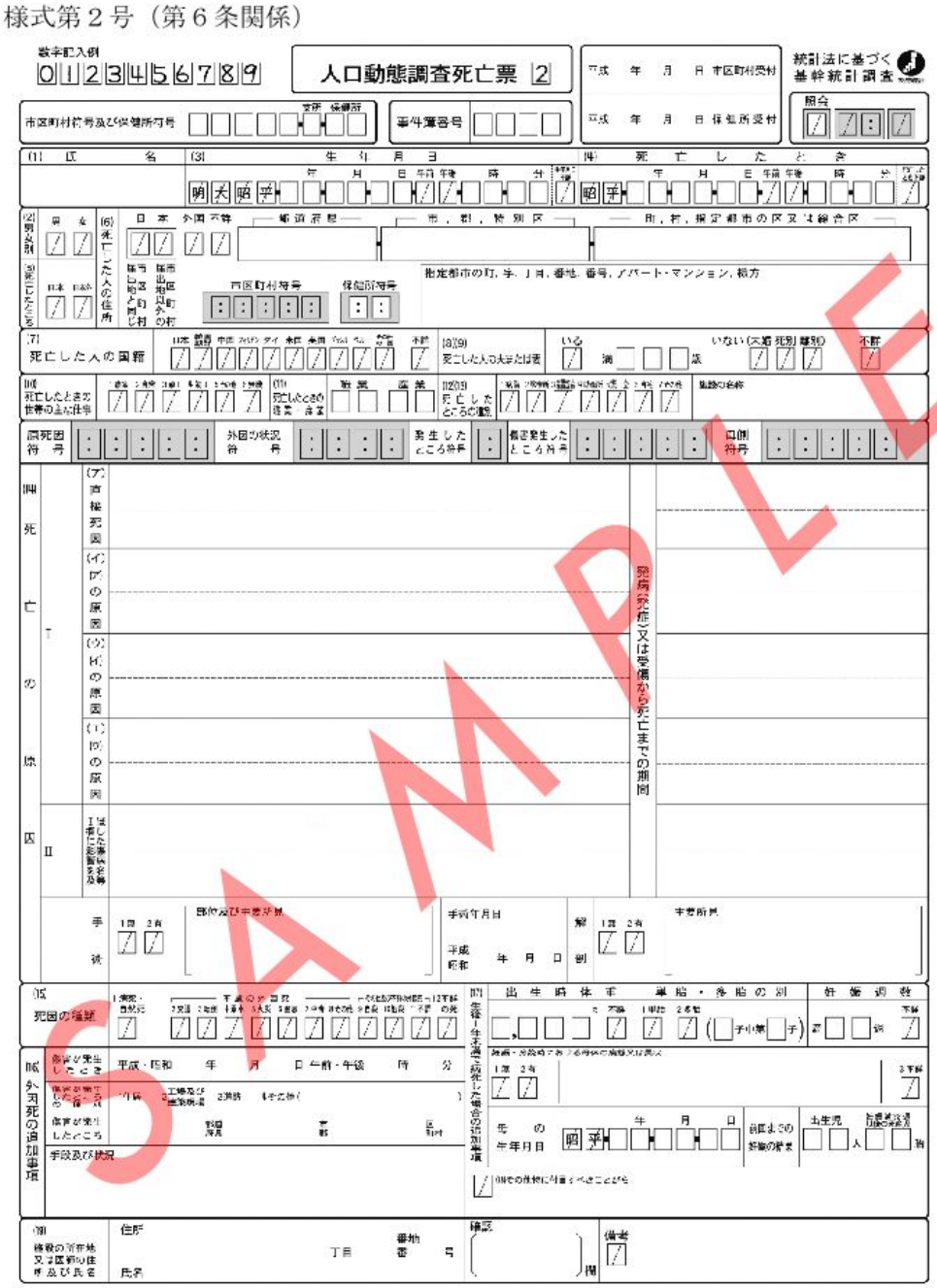

様式第２号（第６条関係）

人口動態調査死亡票 2

統計法に基づく基幹統計調査

SAMPLE

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。